

令和6年度青森県喀痰吸引等研修の指導者養成事業（第三号研修）実施要綱

（趣旨）

1 本事業は、青森県内において実施する「社会福祉士及び介護福祉士法」及び「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」に定める喀痰吸引等研修（第三号研修）の指導者の資質を確保することを目的として実施する。

本要綱は、本事業の実施に関して、必要な事項を定めるものである。

（対象者）

2 喀痰吸引等研修（第三号研修）における基本研修及び実地研修の指導等を行う医師又は看護師、保健師、助産師の資格を有する者（以下、「看護師等」という。）で、本事業の決定後概ね3週間以内に、自己学習を修了することができる者とする。

（実施方法）

3 事業実施決定後、県は医師又は看護師等へ資料を送付する。

対象者は、資料に記載されているURLを入力し、教材（介護職員等への指導ポイント、評価基準等をまとめた「指導者等マニュアル」、動画）を用いた自己学習（以下、自己学習という。）を行う。

（申込方法）

4 本事業の実施を希望する医師又は看護師等は、「喀痰吸引等研修の指導者養成事業（第三号研修）申込書」（別紙1）、「喀痰吸引等研修の指導者養成事業（第三号研修）申込者調書」（別紙2）を県障がい福祉課に提出するものとする。

なお、申し込みは通年で受け付けるものとする。

（決定通知）

5 県は、提出のあった申込書類の内容を審査し、本要綱2に定める要件をすべて満たしている場合は、本事業の対象者として決定し、決定通知書を送付する。

（事業報告）

6 本事業による自己学習を修了した医師又は看護師等は、遅滞なく「指導者養成事業報告書」を県障がい福祉課に郵送により提出するものとする。

(関係書類の保存)

7 県は、本事業による自己学習を修了した医師又は看護師等について、「喀痰吸引等研修の指導者養成事業（第三号研修）修了者名簿」（別紙4）を作成し、管理するものとする。

(費用)

8 本事業に係る費用は無料とする。ただし、自己学習に係る実費は自己負担とする。

(その他)

9 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附則)

本要綱は、令和6年10月25日から適用する。

本要綱は、令和7年2月12日から適用する。